



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：社会保険労務士 高橋俊一 事務所

〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

TEL 024-597-8206 FAX 024-597-8207

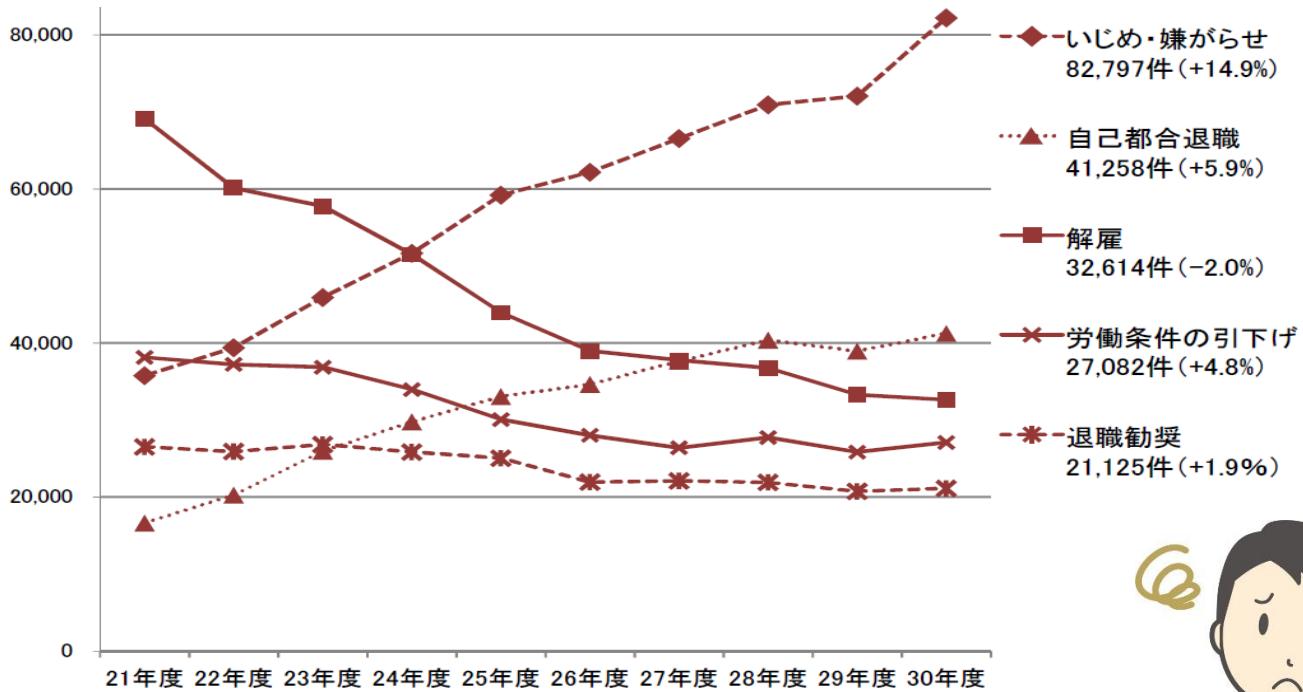
8
2019

トピックス “いじめ・嫌がらせ”が労働トラブルのトップ

本年（2019年）6月、平成30年度（2018年度）「個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。

- 総合労働相談件数、助言・指導の申出件数、あっせん申請件数がいずれも前年度より増加
 - ・総合労働相談件数は111万7,983件で、11年連続で100万件を超える高止まり
- 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」が引き続きトップ（いずれも過去最高）
 - ・民事上の個別労働紛争の相談件数では、82,797件（同14.9%増）で7年連続トップ
 - ・助言・指導の申出では、2,599件（同15.6%増）で6年連続トップ
 - ・あっせんの申請では、1,808件（同18.2%増）で5年連続トップ

図：民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）



- ★ ハラスメントについては、2020年4月には防止措置義務が企業にも課せられます（中小事業主については、3年以内の猶予あり）。今後は、各種ハラスメントの防止対策などに万全を期す必要があるといえます。

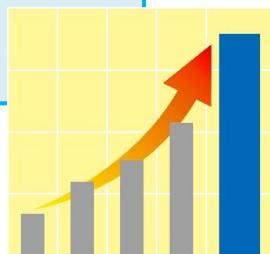


トピックス 2019年の骨太方針・成長戦略実行計画・規制改革実施計画などを閣議決定

令和元年（2019年）6月21日、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太方針）」、「成長戦略実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針」、「規制改革実施計画」を閣議決定しました。これらの方針・計画は、今後の政策の方向性を示すものです。企業実務に影響を及ぼすものを確認しておきましょう。

- デジタル市場のルール整備、70歳までの就業機会の確保、中途採用・経験者採用の促進、就職氷河期世代支援プログラムの実施、最低賃金の引き上げ
- 副業・兼業におけるルールの見直し、介護離職ゼロ対策の強化、ジョブ型正社員の雇用ルールの明確化
- 来年度から5年間にわたる地方創生に関する「第2期「総合戦略」」(基本的な考え方を示す)
- ★これらの方針・計画の全般において、「Society5.0の実現」がキーワードになっています。

★ これらの方針・計画は、来年度の予算案の作成の土台となっていくものです。
どのような形で具体化していくのか、注目です。現状で、どのような方向性が示されて
いるのか? 気になるものがありましたらお尋ねください。



トピックス 賃金等請求権の消滅時効 検討会が「論点の整理」を公表 労政審で議論へ

労働基準法における賃金等請求権の消滅時効の期間は2年とされています。しかし、令和2年(2020年)4月の民法の一部改正により、賃金を含む一般債権の消滅時効の期間について、複数あった時効の期間が統一され「知った時から5年(権利を行使することができる時から10年の間に限ります。)」とされることになっています。

これに伴い、労働基準法に規定する賃金等請求権の消滅時効の期間をどうするか?という問題が生じ、厚生労働省は、検討会を立ち上げ議論を進め、令和元年(2019年)7月に「論点の整理」を取りまとめました。

●賃金等請求権の消滅時効期間について

- ・消滅時効期間を延長することにより、企業の適正な労務管理が促進される可能性等を踏まえると、将来にわたり消滅時効期間を2年のまま維持する合理性は乏しく、労働者の権利を拡充する方向で一定の見直しが必要と考えられる。
- ・ただし、労使の意見に隔たりが大きい現状も踏まえ、賃金債権の特殊性、労働時間管理の実態やそのあり方、仮に消滅時効期間を見直す場合の企業における影響やコストについても留意し、具体的な消滅時効期間については速やかに労政審で検討すべき。

●年次有給休暇の消滅時効期間について

- ・年次有給休暇の繰越期間を長くした場合、年次有給休暇の取得率の向上という政策の方向性に逆行するおそれがあることから、必ずしも賃金請求権と同様の取扱いを行う必要性がないとの考え方でおおむね意見が一致。

●その他

- ・記録の保存期間(現行3年)についても、賃金請求権の消滅時効期間のあり方と合わせて検討することが適当。

★ 請求権の消滅時効の期間について、賃金は2年から延長、年休は2年を維持といった方向性が示されています。賃金の請求権の消滅時効の期間が延長されるとなれば、未払賃金についての争いになった場合の影響は非常に大きくなります。今後は、労働政策審議会での議論が開始されることになりますが、動向から目が離せません。



お仕事カレンダー 8月



8/13

- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/2

- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- 個人事業税の納付
- 個人事業者の中間申告

◆あとがき◆